

# JOYO BANK NEWS LETTER

平成 29 年 11 月 24 日

株式会社 常陽銀行

## 「働き方改革」の取り組みについて

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、「働き方改革」の施策第 2 弾として、フレックスタイム制勤務の対象者を拡大するとともに勤務間インターバル制度を導入いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取り組みは、第 13 次中期経営計画の基本戦略「人材力の向上」に掲げる「ワークライフバランスの推進と生産性向上」の実現、健康障害の未然防止を図るため実施するものです。

平成 29 年 4 月に実施した第 1 弾の「働き方改革」推進に向けた態勢整備ならびに休暇制度の新設・拡充に続き、さらに「働き方改革」を加速させます。

当行は、今後とも、生産性向上や従業員のワークライフバランスの実現に積極的に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 実施日

平成 29 年 12 月 1 日 (金)

#### 2. 実施施策

##### (1)フレックスタイム制勤務の対象者拡大

- ・当行では、平成 9 年 4 月、フレックスタイム制勤務制度を試行導入し、平成 11 年 4 月、対象部署を拡大し本格実施。平成 21 年 5 月、対象部署をさらに拡大。現在、本部に勤務する総合職と特定総合職を対象としている。
- ・今般、対象者を営業店勤務者を含む事務行員（総合職・特定総合職・一般職）およびフルタイム・シニア行員に拡大する。

##### (2)勤務間インターバル制度の導入

勤務終了時から翌日の始業まで連続 11 時間以上の休息時間を設けることを全従業員に義務付ける。

※詳細は別紙をご参照ください。

以上



常陽銀行

MEBUKI  
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

(別紙)

<フレックスタイム制勤務制度の概要>

対象者	・事務行員（総合職・特定総合職・一般職）およびフルタイム・シニア行員（定年再雇用者） ・交替制勤務者や育児短時間勤務制度利用者、介護短時間勤務制度利用者はフレックスタイム制勤務の非対象とする。			
勤務パターン	フレックスA		フレックスB	
コアタイム	10:00～15:00		11:30～16:30	
フレキシブルタイム	始業時刻	7:00～10:00	始業時刻	7:00～11:30
	終業時刻	15:00～22:00	終業時刻	16:30～22:00

- ・コアタイム：原則として勤務しなければならない時間帯
- ・フレキシブルタイム：従業員が自主的に始業時刻、終業時刻を選択できる時間帯

<勤務間インターバル制度の概要>

対象者	・全従業員
概要	・勤務終了時から翌日の始業まで、連続 11 時間以上の休息時間を設ける。 ・休息時間を設けることで、始業が就業規則に定める始業時刻を超える場合には、始業を休息時間が終了するまで遅らせるものとし、その時間は勤務したものとする。 ・フレックスタイム制勤務対象者は、実際に勤務した時間を労働時間とする。
適用除外	・システムトラブルの緊急処理や災害対応など、緊急の対応が必要な場合は適用を除外する。

以上

(ご参考)

<第1弾の「働き方改革」施策概要>

1. 開始日

平成29年4月1日(土)

2. 「働き方改革」推進に向けた態勢整備

- ・平成27年1月より実施している「原則19時までの退社」を継続するとともに、ノー残業デー(定時退社)を週1回から週2回に拡大する。
- ・各部店単位で主管者を長とする「働き方改革推進チーム」を設置し、ワークライフバランスの実現や業務効率化・生産性向上に関する取り組みを行う。また、本部内に「働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、各種効率化施策の企画・実行に取り組む。

3. 休暇制度の新設・拡充

- ・ゆとりある生活の実現に向け、休暇制度を新設・拡充する。主な内容は以下のとおり。

実施内容	概要
アニバーサリー休暇の新設	従業員本人や家族の誕生日、記念日等に取得可能な制度休暇(年1回、年次有給休暇の振替)として新設する。
タイムセレクト休暇の新設	1時間単位で取得できる年次有給休暇(時間単位有休)として新設する。
休暇制度対象者の拡大	今回新設・拡充する内容も含めて、行員が利用可能な休暇制度について、パート・タイマー等へ拡大する。

以上